

春日井市安全なまちづくり協議会推進員選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 春日井市安全なまちづくり協議会推進員（以下「推進員」という。）を円滑かつ適正に選考するため春日井市安全なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）に春日井市安全なまちづくり協議会推進員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、春日井市安全なまちづくり協議会長（以下「会長」という。）の求めに応じ、推進員を選考する。

(組織)

第3条 委員会は、5名をもって組織する。

2 委員は、協議会の理事の中から会長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、安全都市研究部会長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(報告)

第6条 委員長は、選考した推進員を会長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 委員会は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年3月15日から施行する。